

対象外物質（水溶性ビタミン類）に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成 25 年 1 月 29 日～平成 25 年 2 月 27 日
2. 提出方法 郵送、インターネット、ファックス
3. 提出状況 1 通
4. 御意見・情報の概要及びそれに対する肥料・飼料等専門調査会の回答

	御意見・情報の概要*	専門調査会の回答
1	<p>意見：3. 国際機関等における評価について(2)その他の中の CRN の出版物への言及は削除すべきである。</p> <p>理由：</p> <p>3. 国際機関等における評価について(2)その他において引用されている CRN(Council for Responsible Nutrition) は、Codex Alimentarius Commission(CAC)により Observer Status を与えられている、そして CAC の関連するウェブサイト(Members &amp; Observers)において、CRN は以下のように説明されている。</p> <p>The council for Responsible Nutrition (CRN) is a trade association representing suppliers and manufacturers of dietary supplements including vitamin, mineral, and botanical products.</p> <p>このような特定の食品製造業者等を擁する団体の publication を、SCF のような国際的に認められた評価機関の評価書等と同列に並べ、あたかもこのような団体を国際的に認められた機関であると読者に思わせて、この公の評価文書へ引用することは、たとえその publication は peer review が行われ、科学的に正当化された publication であるとしても、publication bias 等を考慮すると、適切であるとは思われないであろう。食品安全委員会が、特定の食品製造業者等もしくはその擁護団体と利害関係を有していると誤解される惧れがあり、食品安全委員会の中立性と透明性を損なうことになりかねない。また、特定の食品製造業者</p>	<p>コバラミン、チアミン、ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ピリドキシン、葉酸、リボフラビンの 8 品目についていただいたご意見について、まとめて回答いたします。</p> <p>今回、対象外物質（水溶性ビタミン類）の適切な評価を行うためには、より多くの知見を参照とする必要がありますので、CRN のサプリメントとしての摂取量に関する記述につきましても、評価に必要なものであると判断し、引用しております。また、CRN の知見につきましても、他の評価機関とは別に「その他」の海外における知見として記載して、中立性や透明性を確保しております。</p> <p>しかしながら、ご指摘いただいた CRN に関する情報につきましては、説明が不足していると考えられますことから、脚注に追記いたしました。</p>

	等を擁する団体の <b>publication</b> を引用する場合には、このような団体の実体を明示する必要がある。	
--	-------------------------------------------------------------	--

※頂いた御意見・情報をそのまま掲載しています。